



① 特定秘密保護法に なぜ反対するか

山口 響

安倍晋三内閣は一〇月二五日、特定秘密保護法案を閣議決定し、国会に提出し、一二月六日に強引に成立させた。なぜいま秘密保護法なのか、そして、なぜこの法案に反対すべきなのかについて、記しておきたい。

1 多国間安保深化の下地づくりとしての秘密保護

法案の直接の背景となったのは、二〇〇七年八月一日に締結された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」である。

この長たらしい名前の協定は、一般に「軍事情報包括保護協定」(G S O M I A、読み方は「ジーンソミア」と呼ばれているもので、簡単に言うと、国と国との間で秘密軍事情報をやり取りする場合にその保護を図ることを目的としている(基本的な解説は、福好昌治「軍事情報包括保護協定(G S O M I A)の比較分析」『レファレンス』二〇〇七年一月号)。

武器の日米共同開発が目指され、米軍・自衛隊による共同作戦が増えてくると、その分だけやり取りされる軍事情報も多くなってくる。アメリカとしては、日本に渡した秘密情報がタダ漏れになっては困る、というわけだ。

したがって、日米GSOMIAは、日本版NSC（安全保障会議）の創設、武器輸出三原則の緩和、集団的自衛権の解禁といった動きと連動した不可欠の要素となる。

ただし、日本は米国とだけGSOMIAを結んでいるわけではない。すでに、日・NATO（一〇年六月締結）、日仏（一一年一〇月）、日豪（一二年五月締結）のGSOMIAが存在している。イタリアとも一三年二月に協定交渉入りしている。韓国とも締結する予定で署名寸前までいったが、日本とそのような協定を結ぶことへの反対論が韓国内で高まり、韓国側が締結延期を表明した経緯がある（一二年六月）。現在でも締結の見通しはない。

いずれにせよ、自衛隊としては米国だけが相手になるのではなく、多国間安保の枠組みの中でさらなる情報保全を図る必要が出てきた、というわけだ。秘密保護法案を考えるにあたっては、こうした軍事的文脈があることをしっかりと押さえておかねばならない。「知る権利」が確保されれば秘密保護法に賛成してもよい、ということにはならないのだ。

2 法案提出までの経緯（〇七年以降）

日米GSOMIAを結んだからと言って、それに対応する国内立法が必要だと日本政府が確信していたかどうかは不明である。久間章生防衛大臣（当時）は、「国内の立法措置」は必ずしもとらなければならないということじゃなく、これから先そういうようなことでやったときに、現在の国内法で守られているような体制だけでいいかどうか、そういうのを含めて、むしろ国内で検討がされるべきじゃないかと思うんです」と衆院安保委員会が答弁している（〇七年五月一五日）。秘密保護体制が強化されることへの批判をかわす意図を持った答弁だったかもしれない。

福田康夫内閣時の〇八年四月、「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」が政府内に発足した。検討チームは翌〇九年四月に「考え方」を取りまとめ、これを受けて、同七月に「情報保全の在り方に関する有識者会議」を設置するが、九月に民主党政権が誕生したため、わずか二回合を開いただけで会議は中断してしまった。

ここで起こったのが、一〇年一〇月の「尖閣ビデオ流出事件」である。尖閣諸島沖で海上保安庁の船舶が中国漁船と激しくぶつかり合う様子を映したビデオを、現役の上海保安庁職員がユーチューブ上に流したものだ。

秘密保全法制化を虎視眈々とねらう勢力はこれを奇貨として、同年一二月に「政府における情報保全に関する検討委員会」の設置に成功する（当時は菅直人政権）。これを受けて翌一一年一月に設置された有識者会議が同八月、秘

「密保全法の必要性を謳った報告書を出し、法案作成は時間の問題となった。

その後、震災対応で各種日程が窮屈になっていったことや、民主党から自公政権への交代があり、法案化の作業は遅れていたが、この夏になっていよいよ動きが本格化した、という経緯である。

3 政府案——何が問題か？

政府案および本稿執筆時点での与野党修正合意に関して、何が問題なのかを見ていく。

(1) 「特定秘密」の広さ

行政機関の長は、①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ行為など）、④テロ防止の四分野に関して、「特定秘密」の指定を行うことができる。四分野については「別表」でもう少し細かい定義がなされているが、それでもなお、あまりに広い事項をカバーしている。時の政府部局の裁量によつて、どんな情報でも市民の目から隠されかねない。これまで情報公開に冷たい態度を取ってきた政府・自民党を「四分野だけだから大丈夫」などと誰が信用できるだろうか。

また、秘密の範囲が広いことと関連して、特定秘密はすべての省庁が指定できることになっている。日本維新の会は、与党との修正協議において、秘密指定できる組織を内

閣官房・防衛省・外務省など一二省庁に絞ろうとしたが、政府はこれをあっさり拒否。維新は、「全省庁が秘密指定できるが、首相が政令で定める省庁はその限りでない」などという、実質的には無意味な修正案に同意してしまった（二月二〇日）。

(2) 秘密指定期間の長さ

最初の政府案では、指定の有効期間は最長五年で何回でも更新可、ただし、通算三〇年を超えるときは内閣の承認が必要だとされていた（第四条）。

これに対して、維新の会が「最長三〇年」とする修正案を提示したが、ここでも腰砕けになり、「七項目を例外として最長六〇年」という案に同意してしまった。例外七項目は以下。

- ① 武器・弾薬・航空機その他の防衛情報
 - ② 現に行われている外国政府または国際機関との交渉に不利益を及ぼす情報
 - ③ 情報収集活動の手法またはその能力
 - ④ 人的情報源（情報の提供者）に関する情報
 - ⑤ 暗号
 - ⑥ 外国政府や国際機関から六〇年を超えて指定を求められた情報
 - ⑦ これらに準ずる政令で定める重要な情報
- さすがに政府、「例外」と言いながらもきっちり逃げ道

は作ってあって、くせ者は第七項目だ。「政令で定める情報」とすれば、後からかなり多くの内容を「例外」に入れ込むことができる。大量の情報長期にわたって市民の目から遠ざけるといふ、元の法案の根幹はまったく変わっていない。

(3) 第三者チェック機能の不在

特定秘密の指定・解除や適正評価について、政府内で統一的な運用基準を作ること、この基準策定にあたって有識者の意見を聞くことを政府法案は定めている(第一八条)。

しかし、有識者会議は一般的な統一基準の策定にあたって諮問的な役割を果たすだけ。実際の特定秘密に触れて、その指定の是非に意見することはできない。

また、維新・政府の修正協議で、「特定秘密の指定およびその解除に関する基準などを検証・監査する新機関」を付則第九条に盛り込むことになったが、やはり特定秘密そのものを取り扱うことはできない。

いずれのしくみも、第三者としてのチェック機能はほとんど果たすことができないだろう。

【政府・与党は、法案審議の最終盤にあたる一二月四・五日になって、チェック機関に関する提案を乱発してきた。安倍首相、菅義偉官房長官による提案は以下のようなものだ。①有識者会議として設置される「情報保全諮問会議」、

②内閣情報官や警察庁、外務、防衛両省の事務次官級を中

心メンバーとして内閣官房に設置される「保全監視委員会」、③付則九条に規定された新しい機関として内閣府に設置される「情報保全監察室」、④内閣府に新設され、特定秘密が記録された行政文書の廃棄の可否を判断する権限を与えられた「独立公文書管理監」。これらの機関は、ほぼ官僚機構の内部にあって「第三者」であることを期待できないし、互いの権限の重複をどう整理するのも不明だ。本来法律で細かく定めるはずの事項をすべて先送りして法案採決を強行する与党のやり方は、きわめて粗雑というほかはない——一二月九日追記。】

もうひとつ、第三者機関として機能することが想定されるのが、裁判所である。しかし、政府法案には、特定秘密を含む文書に関して情報公開訴訟が提起された場合、政府が開示と決定した文書を裁判所だけが閲覧できる「インカメラ審理」の制度が含まれていない。

実はこの制度、特定秘密保護法案の国会提出と同日の一〇月二五日に民主党が議員立法として国会提出した情報公開法改正案の中にも含まれている。

民主党としては、秘密保護法案の審議を認める代わりにうまく情報公開法改正案の審議を滑り込ませたつもりだったかもしれない。しかし、与党は、秘密保護法案だけを可決させて、情報公開法改正案は否決させる方針をすでに固めている。民主党はハシゴを外された形だ。

秘密保護法制化への決定的な道筋は民主党政権時に付け

られたということもあり、政府法案に対する民主党の立ち位置はいつまでも定まらなかつた。独自の対案をようやくまとめたのは、政府案の国会提出から一か月近くたった一月一九日に入ってからのものであり、与党の暴走に対するブレーキ役をほとんど果たせていない。

(4) 罰則の厳しさを、共謀・教唆・煽動にも罰則

特定秘密を漏らした場合や不正に取得した場合は懲役一〇年以下の厳しい刑が待っている（修正案第二二三条、二四条）。またそれ以上に問題なのは、それらを共謀・教唆・煽動した場合にも、懲役五年以下という厳しい刑罰が設定されていることだ（修正案第二五条）。

政府・与党は、これらの条項への懸念を払拭するために、「特定秘密であることを知っている場合にのみ、処罰対象」「一般市民が知らない間に特定秘密を入手しても、処罰対象にならない」と説明している。

しかし、「秘密だと知らなかつた」ということを、裁判でどう証明できるのだろうか。「秘密だと知っていたと推定される」と裁判官が認定することをどうすれば防げるだろうか。有罪率九九・九%を維持する日本の刑事司法に、あまり多くは期待できない。

そう考えると、この罰則の厳しさは、政府活動を追及しようとする市民に対して、強い萎縮効果を与えと言わざるを得ない。

(5) 口先だけの「知る権利」

修正案の第二二条は、

第二二条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

と定めている。

報道によれば、政府・自民党は、公明党からの修正要求を容れて「知る権利」や「取材の自由」などを盛り込むことになったとされている。しかしこれは、自民・公明間で実質的な修正協議があつたかのようなポーズをとつて公明党に花を持たせる茶番に過ぎないのではないかと。

「著しく不当な方法」を使つた場合は正当な取材とは言えないと法案は書いているが、「著しく不当」とはどうしても解釈できる言葉である。このような条項を適用した逮捕や起訴の可能性を権力側がちらつかせるだけでも、「知る権利」を行使しようとする者にとっては強い萎縮効果をもつだろう。

もうひとつ、知る権利に関して、公益通報者（内部告発者）を守るための規定が政府案には存在しないという問題点も指摘しておかねばならない。

結局のところ、政府・自民党だけでなく、それに対して「知る権利の拡充」を求めて修正提案した公明・みんな・維新の議員の多くにとっても、上位に立つべきは秘密保護法制であり、知る権利はあくまで「配慮」の対象にしか過ぎない。政府・自民案の根幹部分を変えず、修正にもならない修正でこれらの政党が簡単に合意してしまったのはそのためだ。

共同通信記者・太田昌克はこう言う。「そもそも政府が掌握する情報は、市民本位の『より良き政策』を実現するための手段でしかない。公僕の集団である権力機構は特定の情報を秘密に指定するが、これは情報の『運用』にすぎず、秘密を含むすべての情報を『所有』するのはあくまで市民なのだ」（「核心評論 特定秘密保護法案」一月二二日配信）。国会議員の圧倒的多数の意識とは正反対の、正鵠を射た指摘だ。特定秘密保護法案は、即刻廃案にされねばならない。

【二〇一三年一月二二日記】
 「政府・与党は、みんなの党、維新の会との修正合意を受けて、一月二五日に修正案を国会提出したが、わずか二時間審議しただけで翌二六日に衆院国家安全保障特別委員

会および衆院本会議で強行採決に持ち込んだ。

参議院での審議は、臨時国会会期末をにらんで、さらに「日程ありき」の拙速なものであった。一月五日には参院国家安全保障特別委員会、翌六日には参院本会議で自民・公明が強行採決に持ち込み、可決・成立させてしまった。

この間、自民党の石破茂幹事長が、国会周辺で行われている法案反対デモについて「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらないように思われます」と自身のブログで述べた（一月二九日）。法案を強行に成立させたのは、結局のところこういう思考の持ち主たちであったことは、永遠に記憶しておくべきだろう。石破発言は、民衆に対するテロそのものだ。

法案成立から一夜明けた二月七日、安倍首相は、座禅を組みながら「朝、目が覚めたら、国会のあたりが静かだったので、嵐が過ぎ去った感じがした。一日たつとこんなに違うのか」と話したという（『毎日』二月八日）。

であれば、私たちは「嵐」を起こし続けなければならぬ。法案が成立してしまつたとはいえ、権力側がどれだけ無茶な法運用をするかは、ひとえに私たちの監視の度合いがどれだけ強いかにかかっている。——二月九日追記】

（やまぐちひびぎ／ピープルズ・プラン研究所運営委員）